

第80回滋賀県労働委員会研究会



スポットワークについて

近年、スポットワークに対する関心が高まり、労働者にとっては働く時間や場所が自由に決められ、使用者にとっては人手不足に迅速に対応できる、その利便性の高さから雇用仲介アプリの登録者や利用者が増加しています。

「労働契約が成立するのはいつ？」

「行ってみたらお休みだった。休業手当は支払われるの？」

「ケガや事故の時、労災保険は適用されるの？」

「副業での注意は？」… などさまざまな問題が指摘されています。

そこで、滋賀県労働委員会では、スポットワークの留意点や法律上の問題について、関係者をはじめ一般の方々を対象とした公開講演会を開催いたします。

ご希望の方は下記によりお申し込みください。



日時：令和8年1月28日(水)13:00～14:30(受付12:30～)

場所：滋賀県庁新館7階大会議室

参加費無料
先着100名

講師：皆川 宏之氏 (中央労働委員会 東日本区域地方調整委員会議 委員長)
(千葉大学大学院社会科学研究院教授)

スポットワーク



講師略歴

京都大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。千葉大学法経学部法学科助教授を経て、平成29年より現職。主な著作・論文に、『労働法ケースブック』(神吉知郁子・皆川宏之編著、有斐閣)、「労働法上の労働者」(日本労働法学会編『講座労働法の再生 第1巻 労働法の基礎理論』[日本評論社])など。現在、中央労働委員会東日本区域地方調整委員長などを務める。

申込方法

参加を希望される方は、令和8年1月26日(月)17時までに別紙参加申込書(FAX、郵送、持参等)または、しがネット受付サービスより、滋賀県労働委員会事務局までお申し込みください。しがネット受付サービスでお申し込みの場合は、こちらのURLもしくはQRコードからアクセスしてください。

※定員に達した場合は締め切らせていただく場合がありますのでご了承ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/roui-kouennkai-2025>



会場へのアクセス



【会場】

滋賀県庁新館 7階大会議室

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

【アクセス】

- ・JR大津駅から徒歩 5分
- ・京阪電気鉄道島ノ関駅から徒歩 5分

<お申込み・お問い合わせ先>

滋賀県労働委員会事務局(滋賀県庁東館5階)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

(電話)077-528-4473 (FAX)077-528-4972 (メールアドレス)le00@pref.shiga.lg.jp

(別紙)

参加申込書(第80回滋賀県労働委員会研究会)

滋賀県労働委員会事務局あて

FAX:077-528-4972

企業・団体名	役職・氏名	連絡先電話番号

※本用紙のみ送付してください。(送信票は不要です。)

※御記入いただいた個人情報は、当講演会の運営管理の目的にのみ利用させていただきます。